

# 一般社団法人佐賀県地域おこし協力隊ネットワーク定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人佐賀県地域おこし協力隊ネットワークと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を佐賀県三養基郡基山町大字宮浦163-12に置く。

(目的)

第3条 当法人は、地域おこし協力隊に関わるすべての人がチームとなり、地域おこし協力隊の受入・育成・定着を進めていくことで、佐賀県全体の地域力を向上させることに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する事業を行う。

- (1) 地域おこし協力隊の受入自治体に対する導入及び伴走支援事業
- (2) 地域おこし協力隊の活動・定着支援事業
- (3) 地域おこし協力隊OBOGの活動・定着支援事業
- (4) 佐賀県地域おこし協力隊のPR・ブランディング事業
- (5) その他地域おこし協力隊及び佐賀県の地域力向上に関する事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 会員

(入社)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

当法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 一般会員

佐賀県内において地域おこし協力隊として活動している、または活動していた個人

(3) 賛助会員

当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退社したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(4) 1年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 総正会員の同意があったとき。

(退社)

第9条 会員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、もしくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

### 第3章 総会

(開催)

第12条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後2か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(招集)

第13条 総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会がこれを決定し、代表理事が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、前項で規定する代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会の招集通知は、会日より1週間前までに各正会員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権)

第15条 各正会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該総会において議長を選出する。

(書面表決等)

第17条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第15条の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

4 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第4章 役員等

(役員の設定等)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上5名以内

監事 2名以内

2 理事のうち、2名以内を代表理事とする。

3 理事のうち、2名以内を副代表理事とする。

(選任等)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は欠けたときは代表理事があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第24条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第25条 役員は、報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第26条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第27条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び副代表理事の選定及び解職
- (4) 借入金及び財産の譲渡

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(委任)

第34条 本規定に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(理事会規則)

第35条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第6章 計算

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告

## 第7章 相談役

(相談役)

第39条 この法人に、相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、次の職務を行う。
  - (1) 代表理事の相談に応じること
  - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

## 第8章 事務局

(設置等)

第40条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定め

る。

## 附則

- 1 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年3月31日までとする。
- 2 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事（代表理事） 佐々木 元康

設立時理事（代表理事） 門脇 恵

設立時理事（事務局長） 橋本 高志

設立時監事 門脇 享平

- 3 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 1 住所 佐賀県西松浦郡有田町上内野丙3674番地1

氏名 佐々木 元康

2 住所 佐賀県佐賀市三瀬村三瀬2787番地1（306）

氏名 門脇 恵

3 住所 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦38番地10サンライズ基山201

号

氏名 橋本 高志

4 住所 佐賀県佐賀市三瀬村三瀬2787番地1（306）

氏名 門脇 享平

- 4 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人佐賀県地域おこし協力隊ネットワーク設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 年 月 日

設立時社員 佐々木 元康

設立時社員 門脇 恵

設立時社員 橋本 高志

設立時社員 門脇 享平